(二) 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法　変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

二

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字相川字追立二〇〇八のロの一、字大身沢一九七八のい、字タカノ巣一七七〇の一、一七七〇の二一、大字相川新田字梶ケ沢二一七五の二二、二一七五の三一、二一七五の三二、大字上野宮字麻生八八七の一、八八七の四、字井戸入二二九九のは、二三〇三、字鍵掛二五三〇の一、二五三〇の三、字柿ノ草九〇二から九〇四まで、字柿ノ草日向八九九、九〇一、九〇六、九〇六の一、九〇六の二、字上谷の草三六九八の一から三六九八の四まで、字柄沢三六八六、字木揚場三六九四の一から三六九四の三まで、三六九六の一から三六九六の三まで、三六九七、字木揚場平三六九五の一、字堺茶二三〇一の一から二三〇一の三まで、二三〇一の六、字地蔵久保三七〇〇、字地蔵平三六九九、字下谷の草三七〇一の一から三七〇一の三まで、字下高大久保三七〇六、字高石崎三六八三、字高大久保三七〇五の一から三七〇五の五まで、字奈曽根一八二七、一八二七の一、字沼ノ沢二一一四の一、二一一四の三、字平山北向三六八五の一から三六八五の三まで、字平山下三六八四、三六八四の一、字ブドウ沢二三〇〇の一、字真那板倉二一二六のい、字矢株三七〇二の四から三七〇二の六まで、三七〇三、大字上金沢字滝沢二一八二の一から二一八二の一五まで、大字下津原字宮前一一七八、大字下野宮字白井ケ沢四七五一の一、大字高柴字椚内入七四四の二、大字左貫字入山三九五六の三、大字槇野地字茨ケ沢向一五四〇の一から一五四〇の三まで、字釜ノ口一二九〇、一二九〇の一、一二九一の一、一二九一の二、一二九二、字白屋一二八九の一、一二八九の三から一二八九の二〇まで、字高野沢一七二三、一七二五、字滝ノ沢二〇八二の一、二〇八二の二、常陸太田市小菅町字赤仁田二二七四の一から二二七四の三まで、二二七五、二二八〇の一から二二八〇の三まで、字君ケ沢二二七〇の一、二二七一、二二八一から二二八三まで、二二八五、字高柴二二六〇の三、字福泉一一一四、二三一六の三から二三一六の六まで、二三一七、二三一八の一、二三二一の三、二三二二の一、二三二三、二三三〇の一から二三三〇の三まで、字森久保一二〇五の一、一二〇五の三、一二〇五の五、一二一四の二、一二二七、一二三六、一二三六の一、一二三六の二、一二三七、一二四二、一二八五の一、一二八六の一、一二八七の一、一三〇一、一三〇二、一三〇二の三、一三二三、一三二六の三、一三二七、一三二七の三、二二八六の二、二二八七の二、二二八九の一、二二九三、二二九五の一、二二九五の二、二二九六、二三〇一、二三〇三の二、二三〇四、二三〇七、二三〇八、二三〇九の一、二三一〇、二三一二の一、二三一二の二、二三一四の一、二三一四の二、二三一五の二から二三一五の四まで、二三一六の一、二三一六の二、大菅町字山の神九七九の一、徳田町字菅之沢一七九四の一、一七九四の六から一七九四の九まで、字田之草一七六〇の一、字天平一〇五一の一から一〇五一の三まで、一〇五九の一、一〇五九の四、字中井塚入一九九三の一、字永戸一〇一四の一、一〇一四の二、字永戸向一七四二の一、一七四三の一から一七四三の六まで、一七四三の一〇、一七四四の一から一七四四の三まで、一七四六の一、字納丸九四一の一から九四一の三まで、九五三の一から九五三の三まで、九五五の二、字宿入一八三一の一、一八三一の五、一八三一の六、一九〇三の一、一九〇三の二、字宿向一六四五の二、一六六一の一から一六六一の三まで、東茨城郡城里町大字上赤沢字芋畑四三三の一、四三三の二、四三四、字小山四三五、四三六の一から四三六の三まで、四三七、四三八の一から四三八の四まで、四七五の一、四九二、四九四の一、四九四の二、四九五の一から四九五の三まで、大字塩子字岩下三三一、三三二、字倉見一〇の二、一二の一から一二の三まで、一二の五、一二の七から一二の九まで、一二の一一、九三の二、九四の一、九四の二、一〇四の一、一〇五の一、字ハヂ三六七、字桧山沢九八〇の一から九八〇の四まで、字道木橋一六五二、一六五四から一六五六まで、大字真端字後沢三六一、三六二の二、字梅ケ沢五五五、字折戸三三五、三三九、字椚木山三三九、字シタ坂三三六から三三八まで、字菖蒲沢三三六、字ニカキ谷三一八から三二〇まで、三二二、字湯ケ沢三六から三九まで、四〇の一、四二、四三、大字徳蔵字大久保一一四六、字三斗蒔九一、九七、字菅ケ沢一一四五、字中山一一七二、一二四〇の一から一二四〇の三まで、一二四〇の六、字初庭入一一四四

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保一一四六、字中山一一七二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字相川字大丸山九八四、一九九二の一、一九九二の五、一九九二の八から一九九二の一〇まで、字小畠ケ沢九〇九のほ、字小丸山九八五の二から九八五の五まで、字新道一〇九〇の二、一〇九〇の三、字寄居沢九〇九のに、大字池田字山ノ田二二一二の一、二二一二の二、大字上野宮字後沢三四七九、三四八〇、三四八七、字後沢口三四七七、三四七七の一、三四七八、字穴久保三八〇三の一、三八〇四の一、三八〇九、三八一〇、三八一七から三八二一まで、三八二二のい、字荒沢二三四二の一、字柿ノ草八五一・八五八合併、八五三から八五七まで、八五五の一、八五九、字柄沢三六九二、字寒沢一五一〇の一、一五一〇の七、一五一二、一五一三、字小入沢三七六三から三七六六まで、三七六三の一、三七六四の一、三七六七の一から三七六七の三まで、字朔日平一五一四の一、一五一四の二、字下橋ノ沢三七二二、字白石二五三七の二、字関場三五五五から三五五七まで、三五五五の一、三五五五の二、字滝金山三七一三、字辰目沢日向三六七二の一、三六七二の二、字月川原三七九八、三八一一から三八一六まで、字堂の後三四七五の一、三四七五の二、字栃沢三七三一、字栃沢北向三七三六、字中井三七五五・三七五六合併、字長草口三六五〇、字無黒北向三五四五、字布門三六七八、字沼ノ沢二一一四の一、字平山三六九三、字前沢三八四八から三八五二まで、三八五六から三八五八まで、字前沢口三八三三、三八四三、字枡内三七〇九の一、三七〇九の二、字南沢三七五九から三七六二まで、三七五九の一、字向沢一四七五、一四八〇の一、字向平一五一七のい、字向ノ沢一四七六から一四七九まで、一四八一、大字大生瀬字井戸沢二二一五、二二五三、字金ケ沢一六六九、字川マチ一六七四、字川町一六七〇、字ソケ石一五五五、一五六七・一五八七合併、一五六八、一五九二・一五九五合併、一五九六、一六〇四、字由沢二八六四の二、二八七三、二八七四、二八七八・二八八〇・二八八一合併、二八八二・二八九四合併、二八八四、二八八五の一、二八八七、二八九五、二八九七から二九〇〇まで、二九〇〇の一から二九〇〇の四まで、二九〇一・二九〇二合併、二九〇三から二九〇八まで、二九一一から二九一四まで、二九一五・二九一六合併、二九一七・二九一八合併、二九一九・二九二〇合併、二九二一・二九二二合併、二九二三、二九二四・二九二七・二九二九合併、二九二五、二九二六、二九二八、二九三〇・二九三二合併、二九三三、二九三三の一、二九五一・二九七二・二九七三合併、二九六四・二九七〇・二九七一合併、大字上金沢字高平一二一六の一、一二一六の二、一二一七から一二二一九まで、一二一八の一、一二二〇の一、字堂ノ向四八四の一、四九三、四九三の一、四九四、字堂の向四八九、字堂向四八四の二、四八四の四、四八七、四八八、四九〇、四九一、大字上郷字北原向三四七〇のい、三四七〇のろ、三四七一から三四七三まで、三四七五、三四七九から三四八四まで、三四八五のい、三四八八、三五〇〇の一、三五〇〇の二、三五〇四、三五〇五の一、三五〇五の二、大字北吉沢字沢畑六三〇のい、六三〇のろ、六三五、字堰祭一五三五、字堂ケ作六二二から六二四まで、字狢沢一四二二から一四二四まで、一四二七から一四二九まで、一四三五、一四三六のい、大字下津原字堂ノ上一二一二、一二一八の一、一二一九、字堂ノ沢一二八〇、字日向林一三二一、一三四〇の一、字辺津連一四二二の一、一四二二の二、字松室沢一三七二、一三八一の一、一三八三、大字下野宮字堂前五八四一の一、五八四一の一三、字西水掛沢五九〇七の五、五九〇八のい、五九〇八のろ、字東水掛沢五八五五、五八五五の一、